

連結決算対応は万全ですか!?

日本ではここ最近連結決算に影響を与える制度変更が行われ、これにより日本親会社が上場企業である中国現地法人は、内部統制の整備や日本親会社の会計処理基準に統一した連結決算書の作成等、日本の制度変更に対応しなければならない可能性があります。

1. 内部統制対応

2006年6月に金融商品取引法が成立し、2008年4月以降開始事業年度から、上場会社に対して、「財務報告に係る内部統制」について**経営者の評価**と、**経営者の評価に対し外部監査人の監査**が求められています。(J-SOX 制度)

⇒ 上場会社である日本親会社は、**海外子会社からも内部統制情報を集約し、第三者が検証する仕組みを構築する必要があります!!**

中国現地法人は日本親会社が J-SOX 適用会社である場合、まずは、中国現地法人が評価しなければならない内部統制の範囲を早急に確認する必要があります。

なお、**中国現地法人の規模が小さく、連結財務諸表上重要性が非常に低い場合には、例外的に評価の対象外とすることが出来るものと考えられています。**ただし、中国経済の動きは早く、中国現地法人の規模が急拡大した、中国現地法人の抱えるリスクが急増した等により、状況が著しく変化する事も珍しくなく、この場合次年度では重要性が低いと判断されず評価対象となり得ることもあるので、注意が必要です。

次に、評価範囲が確認できた後、**内部統制等の文書化**(業務記述書・フローチャート・リスクコントロールマトリクス)を進め評価できる体制を築き、**評価及び改善の実施**を行うこととなります。

実際に内部統制の整備及び運用を行なおうとする場合、言葉の壁、意識の壁、人材の確保、定着の難しさ等、超えなければならない大きなハードルがあり、相当の時間と労力を要する事が予想されます。

2. 連結決算書の会計基準の統一

2006年5月に企業会計審議会より、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表され、**2008年4月1日以降開始事業年度より、連結財務諸表を作成する場合、原則として親会社と子会社の会計方針の統一**が要求されています!

ただし、当面の間、**海外子会社の財務諸表が国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されていれば、連結決算手続き上これを利用する事ができるとされています。**

⇒ 中国現地法人は、連結決算のために**中国基準で作成した決算書**について、以下のいずれかの対応が求められます。

- (1) 日本親会社と同様に、**日本の会計基準に準拠した財務諸表に修正**
- (2) **IFRSに準拠した財務諸表に修正**

なお、中国では2007年1月1日より上場会社に対してより**IFRSに近い新会計準則**が適用されています。**外商投資企業に対しては任意適用**となっていますが、日本親会社との連結事務手続きを少しでも軽減するため、新会計準則を適用することも一つの対応策と考えられます。

内部統制の構築や連結決算における会計基準の統一への対応は、中国現地法人の事務負担が増える事が確実であり、常にマンパワーが不足する現地法人としては、日本親会社の協力と、早めの対応が必要となります。

なお、マイツグループでは会計基準統一に対する連結決算支援業務を行っておりますので、どうぞお気軽にお問合せください。(完)